
高齢者虐待防止および身体拘束廃止に関する指針

J0Y ライフ合同会社（以下、「法人」という）の介護における高齢者虐待防止および身体拘束廃止のための基本指針を定める。

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

平成 18 年 4 月 1 日から施行された「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法第 20 条）により、高齢者に対する虐待を禁止することはもちろん、虐待を発見した際には市町村への通報義務も定められており、虐待の早期発見・防止に努めなければならない。また、虐待は人がその人らしく、尊厳をもって生きていくことを阻むすべての行為である。いかなる状況であろうとも、人が尊厳を持ち、自分らしく生きていくという基本的な権利は脅かされてはならない。よって、その尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。

2 高齢者虐待の定義

虐待をしている人、されている人の自覚は問わない。本人が望んでいたとしても、あるいは、養護者が一生懸命介護をしていたとしても、結果が不適切であれば虐待に該当する。

【虐待にあたる具体的な例】

（1）身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的に、継続的に遮断する行為。

- ①たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせるなど
- ②ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に与えたり身体拘束、抑制をする 等

（2）介護・世話の放棄、放任（ネグレスト）

意図的であるか、結果であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている養護者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること。

- ①入浴しておらず異臭がする、髪が伸びっぱなし、皮膚が汚れている。
- ②水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間に渡っていたり、脱水症状や栄養失調状態にある。
- ④高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり、使わせない。
- ⑤同居人による「虐待と同様な行為」を放置する 等。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱などの言動や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的、情緒的な苦痛を与えること。

- ①排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる。
- ②怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- ③侮辱を込めて、子供のように扱う。
- ④高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等。

(4) 性的虐待

本人との間で合意形成がされない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

- ①排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
- ②キス、性器への接触、性行為を強要する 等。

(5) 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

- ①日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ②本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- ③年金や貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等。

3 身体拘束廃止に関する基本的考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、高齢者の尊厳ある生活を阻害するものである。高齢者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束をはじめとするあらゆる拘束を安易に正当化することはしてはならない。職員一人一人が身体的精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識を持つこと、身体拘束をしないケアを見出すことに努めること、身体的拘束は原則として高齢者虐待にあたることを理解し、身体的拘束ゼロを目指す取り組みを実施・継続していく。

4 身体拘束の定義

利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為（身体拘束）を行ってはならない。

【身体拘束にあたる具体的な例】

- ① 徘徊しないように、車椅子やベッド等に体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢を紐などで縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を用意する。
- ⑧ 脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

5 体制の整備

（１）高齢者虐待防止および身体拘束廃止の対策委員会の設置・運営

- ① 目的
 - ・ 高齢者虐待防止および身体拘束廃止対策委員会（以下、「委員会」という）を設置・運営し、適正な虐待の防止の対策を整備し、虐待の予防および虐待の発生を防止する。
- ② 活動内容
 - ・ 法人内の各事業所や支援現場の課題を明確にし、虐待防止および身体拘束は廃止対策の方針・計画を定める。
 - ・ 高齢者虐待防止および身体拘束廃止に関する決定事項や具体的対策を職員全体に周知する。
 - ・ 虐待や身体拘束の事案が発生した場合、適切に対処するとともに、再発防止の指揮をとることとする。
 - ・ その他、虐待の防止対策関連の検討が必要な場合対処する。
- ③ 委員会の構成メンバー
 - ・ 委員会の運営責任者は法人内の各事業所の管理者とし、構成メンバーは、職員から委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者を選出し構成する。
- ④ 運営方法
 - ・ 委員会は、3 か月に 1 回以上定期的に開催する。
（1 回目：4 月、2 回目：7 月、3 回目：10 月、4 回目：1 月）
 - ・ 関係する委員会や職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合がある。
 - ・ 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。

（２）職員研修

- ① 研修の内容は、高齢者虐待防止および身体拘束廃止に関する適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、虐待防止・身体拘束等の適正化に資するものとし、法令に定める通り行う。
- ② 研修は、年 1 回以上及び新規採用時に実施する。
- ③ 研修の実施内容については、実施概要及び研修資料並びに出席者等を記録し、保存する。
- ④ 神奈川県等により提供される高齢者虐待防止および身体拘束廃止に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図る。

6 高齢者虐待防止法および身体拘束廃止に関する基本方針

(1) 法と法の精神の遵守

高齢者虐待防止法を遵守するのはもちろん、その精神の基本である「尊厳の保持」を遵守する。

(2) 高齢者虐待の予防と虐待につながる不適切なケアの防止と改善

法人は定期的に職員に対して虐待の防止に関する教育・研修を実施する。また組織としてその仕組みづくりを行い徹底する。

(3) 高齢者虐待行為の早期発見

日々の利用者の変化に気づき、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、ひとりひとりの気づきを声に出し、速やかに事業所会議等を開催し、その状況を分析して虐待の有無を検証する。

(注：高齢者虐待防止法第 5 条第 1 項)

(4) 身体拘束について

高齢者虐待と同様に、緊急やむを得ない場合であって「切迫性」「非代替性」「一時性」の要件に該当する場合を除き、いかなる場合においても身体拘束を行わないケアを行う。

7 虐待等が発生した場合の相談・報告の初動対応

虐待等を発見した従業員は、事態が深刻化しないよう各地区高齢者支援担当（民生委員 等）と各地域包括支援センターへ相談・連絡・報告する。また、委員会委員へも相談、連絡、報告する。

8 虐待等が発生した場合の対策方法

行政と地域包括支援センターのコアメンバー会議の対策方法に従う。

9 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待の対応として、成年後見制度の活用が不可欠と想定される場面を、次に掲げる事項に例示する。

- ①経済的虐待のケース、もしくは、経済的虐待に発展するようなケース。
- ②身体的虐待などにより、老人福祉法上の措置により特別養護老人ホームなどに入所し、その対象者が、多額の財産を持っているケース。
- ③身体的虐待などにより、老人福祉法上の措置により特別養護老人ホームなどに入所したが、認知症により、措置から契約に移れないケース。
- ④財産上の不当取引の被害にあった者、またはあうと想定されるケース。
- ⑤虐待に係る苦情・相談については、相談者や通報者の個人情報保護する。
- ⑥虐待発見の相談・通報は秘密漏洩や守秘義務法規によって妨げられない。
- ⑦虐待の事実誤認により相談・通報をしたとしても秘密漏洩や守秘義務違反に問われることはない。

10 管理者の責務

管理者は、苦情処理体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待防止および身体的拘束廃止のための研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負うとともに、保険者に通報責務を負うものとする。

虐待を受けたと思われる利用者及びその疑いがある案件の報告を受けた場合は、速やかにこれを検証し、法人代表に報告の上、保険者に通報(義務)する。またこの通報を行った職員に関し、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いは行われない。

(注：高齢者虐待防止法第21条第1項)

(注：高齢者虐待防止法第21条第6項)

11 利用者等に対する当該指針の閲覧について

- ①当該指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書および当法人のホームページに掲示する。
- ②当該指針は全職員に配布し、周知徹底を図ると共に定期的に研修を行う。

附則

本指針は、令和4年6月1日より施行する。

本指針は、令和6年4月1日より改定する。

JOYライフ合同会社 ジョイライフケアセンター ジョイライフ訪問介護
